

平成 29 年 11 月 13 日
(2017 年)

報道各社様

西宮市総務局人事部
人事課長 首藤一弘

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

(1) 事件の概要

健康福祉局所属の当該職員は、同僚職員に対し、職場や自宅等に誹謗中傷する内容の手紙を送付したり、無言電話をかける等、嫌がらせを繰り返し行った。平成 29 年 4 月 5 日、兵庫県迷惑防止条例違反で逮捕、5 月 8 日に起訴され、略式命令により罰金刑を受けた。

また、複数回にわたり職場を離脱し、不倫関係にあった男性職員と庁舎内で不適切な行為をし、職務専念義務違反が認定された。

(2) 対象職員及び処分内容

所属	職種等	処分日	処分内容	処分理由
健康福祉局	係長 (40 歳)	H29.11.13	停職 3 月	地方公務員法 第 29 条 (懲戒) 第 33 条 (信用失墜行為の禁止) 第 35 条 (職務に専念する義務)

問い合わせ先：人事課 (TEL:3518)

平成 29 年 11 月 13 日
(2017 年)

報道各社様

西宮市総務局人事部
人事課長 首藤一弘

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

(1) 事件の概要

総務局所属の当該職員は、複数回にわたり職場を離脱し、不倫関係にあった女性職員と庁舎内で不適切な行為をし、職務専念義務違反が認定された。

また、当該女性職員に対し、明確な同意がない場合においても自己の欲求を行使して、携帯電話で卑猥な写真を撮影し、女性職員が拒否するも SNS を使用して送信した上に、女性職員の画像消去の懇願も無視し、性的な嫌がらせを繰り返し行った。

(2) 対象職員及び処分内容

所属	職種等	処分日	処分内容	処分理由
総務局	副主査 (35 歳)	H29.11.13	停職 3 月	地方公務員法 第 29 条 (懲戒) 第 33 条 (信用失墜行為の禁止) 第 35 条 (職務に専念する義務)

問い合わせ先：人事課 (TEL:3518)